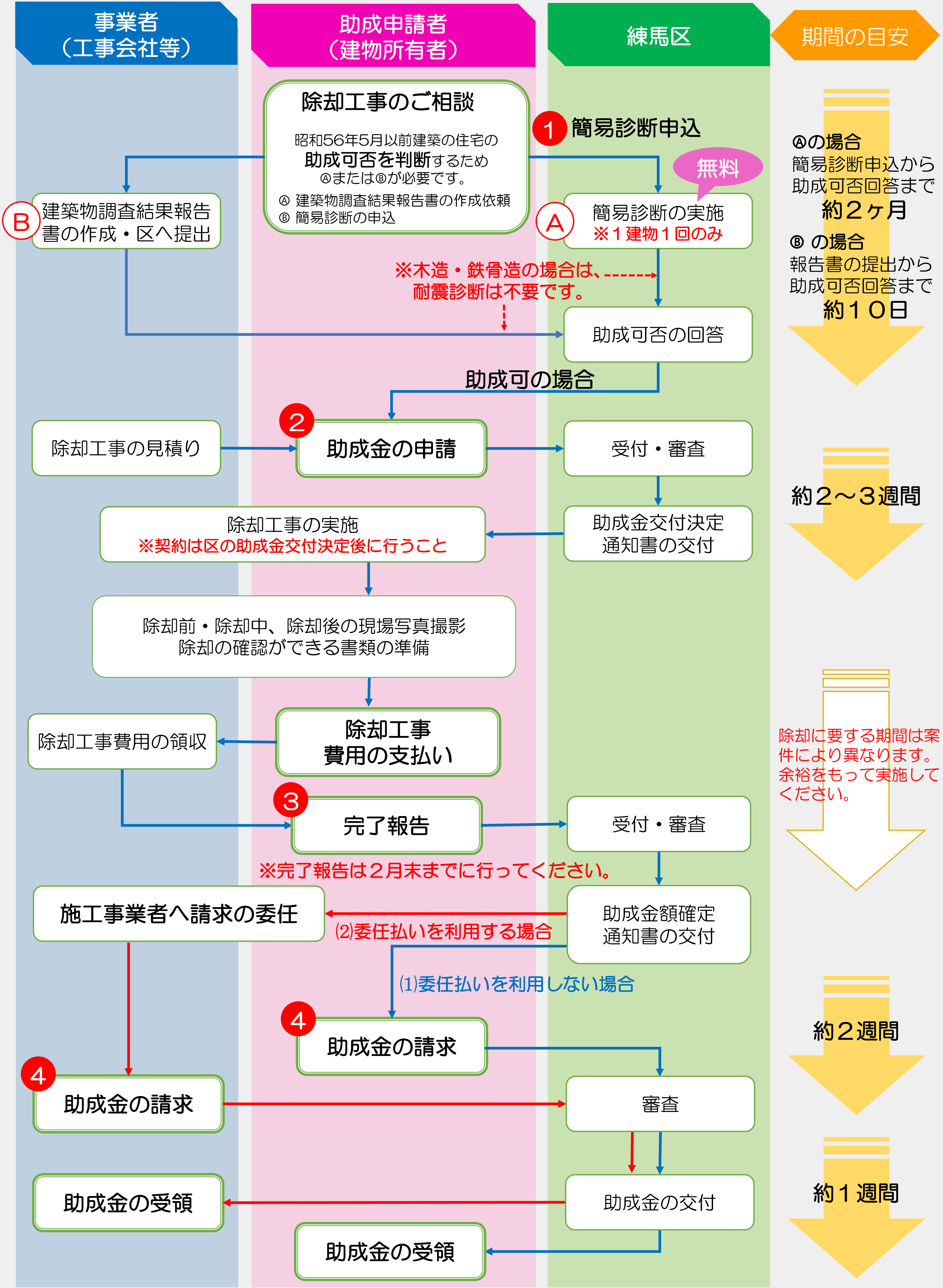


【住宅】 除却工事助成の流れ（木造・鉄骨造）



【住宅】除却工事助成申請の必要書類（木造・鉄骨造）

①簡易診断申込で必要な手続

簡易耐震診断の申込み方法

練馬区役所 1 階、15 階および各区民事務所にあるパンフレット「建築物に係る耐震支援制度の手引き」に添付された申込ハガキまたは区ホームページからお申込みください。

②助成金の申請に必要な書類

チェック	提出する書類
	共通
☐	耐震化促進事業助成金交付申請書（第5号様式）
☐	簡易耐震診断結果報告書もしくは建築物調査結果報告書の写し
☐	建築物の所有者であることを証明する書類
☐	見積書（除却工事費用の見積り）の写し
☐	納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類） ・ 個人の場合は個人住民税 ・ 法人の場合は法人住民税 →練馬区に納付している個人は提出不要
	該当する場合のみ
☐	【準防火地域の場合】 除却後の新築建物を、東京都安全条例第7条の3第2項に規定する構造物とすることについての同意書（新たな防火規制）
☐	【共有者がいる場合】 ※代表者が申請してください ・ 共有者が確認できる書類 ・ 共有者の同意書
☐	【相続等で所有権が移転していない場合】 ・ 遺産分割協議書 ・ 相続人全員の同意書 など
☐	【助成条件に違反是正や道路後退等がある場合】 ・ 念書 ・ 是正内容を示す図面等
☐	【申請手続きを委任する場合】 ・ 委任状

助成金額の算出について

助成対象建築物	助成対象費用の限度額	助成率	助成限度額
住宅	①28,500円/㎡	助成対象費用の3/4	150万円

※除却工事費用（見積書）と、①で計算した費用のどちらか低い額の3/4の額と助成限度額150万円を比べてどちらか低い額が助成額

※①の平米数は、既存建築物床面積（適法部分）の合計

【住宅】 除却工事助成申請の必要書類（木造・鉄骨造）

③完了報告で必要な書類

チェック	提出する書類
☐	耐震化促進事業実績報告書（第15号様式）
☐	領収書等（除却工事費用の支払いを証する書類）の原本および写し → 原本は返却します 【委任払いを利用する場合】 助成額を差し引いた残りの金額がわかる領収書や請求書等（除却工事費用の経費を証する書類）の原本および写しの提出も可能
☐	契約書や注文書・請書等（除却工事契約を証する書類）の写し
☐	除却を確認できる書類の写し （建築取毀証明書・滅失登記・閉鎖登記事項証明書）※いずれか1部
☐	除却前、除却中、除却後の現場状況が確認できる写真
☐	耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）の写し

④助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
☐	請求書（口座振替依頼欄付）
☐	【委任払いを利用する場合】※1 ・耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）

※1 委任払いとは
助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。
この仕組みを利用することで、申請者は、工事費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

例）工事費等300万円、助成金100万円の場合

